

瑞 穂 監 第 45 号
平成 31 年 2 月 8 日

瑞 穂 市 長
棚 橋 敏 明 様

瑞穂市議会議長
藤 橋 礼 治 様

瑞穂市監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 堀 武

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、「都市管理課」の定期監査を実施した
ので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「都市管理課」における平成30年4月1日から平成30年11月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「公園管理」について、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し監査を行った。

都市管理課は、課長以下職員9名、嘱託員1名及び補助職員1名で次の事務を行っている。

- (1) 市有建築物の新設、改修の施行に関する事。
- (2) 交通安全施設の設置及び管理に関する事。
- (3) 都市公園及び児童遊園地の施設管理に関する事。
- (4) 放置自動車、自転車等に関する事。
- (5) 自転車等駐車場の管理及び運営に関する事。
- (6) 屋外広告物に関する事。
- (7) 道路、水路、都市下水路及び河川の管理に関する事。
- (8) 排水機等の維持管理に関する事。
- (9) 道路及び水路の占用等に関する事。
- (10) 砂利採取法に関する事。
- (11) 法定外公共物に関する事。
- (12) 地籍調査に関する事。
- (13) 官民境界に関する事。
- (14) 区長会に関する事。
- (15) 街路灯及び防犯灯に関する事。
- (16) 市営住宅に関する事。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所

平成31年1月7日（月）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び公園管理の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

都市管理課における財務の執行状況については、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

平成30年11月末日現在

	予算額（円）	収入・執行済額（円）	比率（％）
歳入	280,292,000	96,864,793	34.6
歳出	891,164,000	362,547,007	40.7

(1) 公園管理について

都市管理課によると、市内には平成30年12月19日現在で24か所の都市公園、52か所の児童遊園地、13か所の緑地等公園・その他の公園があるとのことである。

公園費における節ごとの支出額は、次のとおりである。

平成30年11月末日現在

	平成28年度 (円)	平成29年度 (円)	平成30年度 (円)
賃金	186,000	186,000	0
需用費	4,974,532	4,609,017	4,112,135
役員費	1,716,694	1,681,058	118,100
委託料	14,340,891	15,451,760	6,663,912
工事請負費	4,785,480	3,527,690	1,477,440
公園費合計	26,003,597	25,455,525	12,371,587

公園ごとの支出額は、次のとおりである。

公園等名称	平成28年度 (円)	平成29年度 (円)	平成30年度 (円)
牛牧団地公園	1,185,097	676,473	674,416
馬場公園	1,808,731	3,344,235	1,826,668
前畑公園	355,681	394,929	481,796
真菰池公園	666,514	458,033	558,815
滝坪公園	546,868	492,795	393,586
彦内公園	938,295	566,242	586,418
高道公園	409,392	731,807	449,003
上光公園	410,457	459,025	475,427
南流公園	1,657,310	1,314,722	1,317,088
天待公園	458,863	587,980	577,766
十九条公園	852,633	772,390	1,065,399
柳一色公園	675,166	982,581	817,846
せせらぎ公園	1,007,310	1,036,583	1,068,082
祖父江公園	1,182,003	718,760	507,118
糸貫河川公園	540,677	652,024	655,139
小簾紅公園	883,966	2,789,993	421,429
穂南公園	252,430	262,356	310,283
さい川さくら公園	1,682,831	831,943	1,068,485
上牛牧ふれあい公園	748,879	584,793	550,875
野田公園	758,696	830,544	739,225
野口公園	766,693	775,646	739,943
井場公園	768,524	881,078	829,598
豊かな緑どんぐり公園	0	816,071	842,144
清流みどりの丘公園	0	54,789	3,251,870
馬場北川原緑地公園	145,489	164,751	167,422
本田町裏ホケットパーク(北)	262,493	186,821	189,514
本田町裏ホケットパーク(南)	163,133	186,821	189,514
苗田橋緑地公園(ホケットパーク)	209,025	243,597	150,713
只越花と緑の公園(東)	330,080	322,326	317,588
只越花と緑の公園(西)	162,425	179,078	177,749
中川河川公園	84,672	181,656	95,256
牛牧野畑セントラルガーデン	98,534	99,914	102,535
五六川親水公園	3,169,912	417,671	1,209,115
犀川河川公園	0	0	0
長護寺川水辺公園	0	0	0
横堤公園	180,228	243,300	199,052
根尾川河川公園	0	0	0
田之上ホケットパーク	91,521	99,914	102,535
牛牧団地ホケットパーク	102,537	102,230	101,180
※各公園	115,625	70,113	70,366
都市公園・緑地等公園 その他の公園計	23,672,690	23,513,984	23,280,958

公 園 等 名 称	平成28年度 (円)	平成29年度 (円)	平成30年度 (円)
上 本 田 小 橋 ひ ま わ り	102,460	17,928	18,360
本 田 ニ ュ ー タ ウ ン	42,957	42,984	43,446
檜 ノ 木 台 東	0	0	0
檜 ノ 木 台 中 央	42,957	80,784	43,446
檜 ノ 木 台 西	42,957	42,984	43,446
本 田 第 一 保 育 所 南	17,901	17,928	18,360
仁 井 公 民 館	17,901	17,928	18,360
仁 井 ふ れ あ い 広 場	0	0	0
別 府 駅 北 大 共 跡	52,563	154,177	41,259
元 警 部 補 派 出 所	42,957	107,784	350,622
勝 速 神 社	75,573	59,400	110,938
村 中 稻 荷 神 社	63,433	17,928	37,558
前 所 白 髭 神 社	17,901	17,928	18,360
柳 一 色 八 幡 神 社 西	17,901	17,928	18,360
伯 母 塚 団 地	152,572	105,840	68,382
野 白 新 田 八 幡 神 社	17,901	17,928	18,360
十 九 条 ガ ー デ ン 穂 積	17,901	17,928	18,360
十 九 条 津 島 神 社	17,901	17,928	18,360
下 牛 牧 八 幡 神 社 東	17,901	48,749	201,180
下 牛 牧 八 幡 神 社 西	17,901	17,928	18,360
宝 江 道 場 南	27,007	17,928	209,963
宝 江 神 明 神 社	17,901	17,928	18,360
座 倉 春 日 神 社	41,317	17,928	18,360
居 倉 公 民 館 北	17,901	64,368	18,360
森 天 神 神 社 北	42,957	42,984	43,446
重 里 北 犀 川 橋 東	86,849	17,928	18,360
居 倉 分 譲 地 内	17,901	17,928	107,954
田 之 上 北 野 神 社	66,501	17,928	66,356
宮 田 南 宮 神 社 北	17,901	17,928	18,360
田 之 上 新 月 公 民 館 南	200,028	117,288	18,360
森 区 公 民 館 西	17,901	115,128	18,360
十 七 条 若 宮 神 社 南	17,901	17,928	18,360
十 七 条 分 譲 地 内	147,031	42,984	43,446
十 七 条 荒 川 公 民 館 南	17,901	17,928	18,360
熊 野 神 社	0	0	0
本 田 緑 町 南	102,460	17,928	18,360
本 田 緑 町 北	17,901	17,928	18,360
只 越 緑 地	0	0	0
呂 久 児 童 遊 園	0	0	36,720
呂 久 中 ノ 町	17,901	17,928	18,360
横 屋 大 跡	0	0	0
下 穂 積 児 童 遊 園	0	0	0
重 里 八 幡 神 社 西	17,901	17,928	18,360
生 津 西 川 原 児 童 遊 園	50,301	17,928	18,360
本 田 春 日 公 園	458,085	236,311	385,219
セ ザ ー ル 西 公 園	17,901	17,928	18,360
穂 積 字 東 原 児 童 遊 園	0	0	0
中 宮 字 江 東 児 童 遊 園	17,901	17,928	18,360
横 屋 中 吹 公 園	0	0	0
別 府 堤 外 公 園	0	0	0
只 越 さ く ら 公 園	17,901	117,528	104,706
古 橋 字 若 宮 児 童 遊 園	96,120	96,120	96,120
児 童 遊 園 地 計	2,330,907	1,941,541	2,493,207
合 計	26,003,597	25,455,525	25,774,165

(注) 平成30年度は執行予定額、「※各公園」は消耗品費等の額を示す。

2 公園管理について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	公園清掃等業務委託について	<p>担当課では公園清掃等業務委託として、除草やトイレ清掃等を委託している。</p> <p>仕様書によると「土間・壁等の洗浄」と明記されているが、一部の公園のトイレにおいて落書きを確認した。清掃実施報告書には毎週清掃した旨が記載されていたが、落書きは数週間にわたって残されたままであった。</p>	<p>落書きは、美観を損ねるほか、見る人に不快感を与え、さらには治安の悪化を招くものである。</p> <p>仕様書に明記された「土間・壁等の洗浄」が行われていないまま、落書きが少なくとも数週間以上放置されていることは非常に問題である。</p> <p>本監査の指摘により直ちに現場確認・消去指示を行ったとのことであるが、今後は仕様に基づいた適切な委託を行い、公園の美化に取り組んでいただきたい。</p>
		<p>仕様書には「破損等があった場合には速やかに都市管理課へ連絡する」と明記されているが、一部の公園のトイレの雨どいが破損したままとなっており、担当課への報告はなされていなかった。</p>	<p>トイレの雨どいが破損したまま、継続して利用者にとって好ましくない状態が続いていた。</p> <p>報告のなかった委託先を強く指導し、適切な公園管理に資するよう尽力していただきたい。</p>
		<p>仕様書によると毎週1回清掃することとなっているが、一部の公園では毎週2回清掃されていた。</p>	<p>仕様書に書かれた回数を超えて毎週清掃が行われていた。支出金額については仕様書に明記された清掃回数分との回答ではあるが、今後は契約に基づいた業務委託となるよう十分注意していただきたい。</p>
2	公園駐車場の不正利用について	<p>公園駐車場の不正利用対策として、公園のフェンスに注意喚起の看板を設置しているほか、駐車車両に個別に貼り紙をし、改善されない場合は所有者調査を行い、所有者宅へ注意喚起案内を送付しているとのことであった。</p>	<p>駐車場の不正利用対策として設置されている注意喚起の看板は、一部の公園において看板が落ちたまま数週間にわたって放置されていた。</p> <p>個別の注意喚起については、近隣住民からの通報等によって行われる旨の回答であったが、担当課では公園の利用状況等の調査は行っておらず、通報がなければ対応しないとも言える。</p> <p>今後は利用状況等の把握に努め、公園駐車場の不正利用を防止していただきたい。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
3	遊具の安全利用表示について	<p>遊具の利用者に安全な利用方法を知らせる等の目的で貼付されているシールが、一部の公園では貼付されていなかった。</p> <p>今後、新規遊具を設置する場合には仕様に記載し貼付するとの回答であった。</p>	<p>新規遊具を設置する場合に限らず、遊具の利用者に安全な利用方法を周知するシールを現行の遊具においても貼付するよう検討し、利用者の安心安全を確保していただきたい。</p>
4	公園の周知について	<p>ホームページには都市公園は掲載されているが、児童遊園地等の一部の公園は掲載されていなかった。</p> <p>「地元自治会での管理公園で、公園敷地も小さいものが多く駐車スペースもないため、遠方の方の利用というよりは、近隣住民の方の憩いの場所として位置づけ利用していただいているため、市のホームページには掲載していません。今後も掲載する予定はありません」との説明であった。</p>	<p>ホームページに掲載されていない児童遊園地等については、地元自治会によってすべて管理されているわけではなく、一部の修繕費や遊具保守委託料等については担当課にて対応している。</p> <p>駐車スペースもないためとのことであるが、公園によっては駐車場がある。近隣住民であっても必ずしも近隣の公園を把握しているとは言えず、利用者の利便性や利用率の向上を考えれば、当然にホームページ等を用いて積極的に周知すべきである。</p>
5	関係部署との連携について	<p>公園の新設工事等を担当する都市開発課や（仮称）中山道大月多目的広場等を所管する教育委員会との連携・提言の状況を確認したところ、施設の配置計画や維持管理費等について、助言・提言を行っていきたいと考えているとの回答であった。</p>	<p>公園等の新設には多額の費用がかかるほか、維持管理費が必要であり、修繕費等は年々増加していくと思われる。</p> <p>関係部署に対し、各公園において継続的に支出している維持管理費を示すことや、管理体制そのものを再検討することは、将来を見越した無駄のない行政運営に極めて有用である。</p> <p>今後は関係部署と密に連携を取り合い、積極的に助言や提言をすべきである。</p>

3 その他について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
6	コピー及び印刷代、管内 図・白図等売 払収入につ いて	<p>コピー及び印刷代、管内図・白図等売払収入について、担当課長が出納員として收受しているが、担当課へ釣銭は交付されていなかった。</p> <p>巢南庁舎では主に市民窓口課がコピー及び印刷代を收受しているが、実際には担当課においても通常のコピー及び印刷が行われていた。</p>	<p>今後も担当課で引き続きコピー及び印刷代や管内図・白図等売払収入を收受する必要があるのであれば、釣銭の交付を受け、適切な窓口事務に従事していただきたい。</p> <p>通常のコピー及び印刷を行っていることについて、「他課にまたがり売払手続きを行うことは、お客様に移動の負担を掛けることになりサービスの低下となることから本課で一括処理を行っている」との回答ではあるが、巢南庁舎でコピー及び印刷代を收受しているのは主に市民窓口課であり、本庁舎では主に総務課が受け付けている。担当課でなければできないコピー及び印刷もあるとのことであるので、その点も踏まえて効率的な窓口業務を検討していただきたい。</p>
7	伝票の分割に ついて	<p>側溝等修繕として平成30年6月4日負担行為日で同一債権者に4件補修工事を発注していた。内訳は側溝段差補修85,320円、道路クラック補修95,040円、市道舗装段差復旧99,900円、路面補修99,900円となっていた。</p> <p>契約事務処理要領において、工事（修繕）契約で予定価格が10万円未満については、1社以上の業者を選定（※3社以上が望ましい）し、請書の作成を省略できることが規定されている。簡易な事務処理で対応するため伝票を分割したと疑われかねない支出が他にも多数確認された。</p>	<p>伝票の分割と疑われかねない支出について、住民からの要望等を受けた職員が現場確認し、課内で情報共有することなく業者へ指示していた旨の回答であった。</p> <p>今後は職員間で情報共有を行い発注するとのことであるので、内部統制を十分に意識し、適切な事務に努めていただきたい。</p>

以上